

## 「第3期富士見市障がい者支援計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成27年 4月23日  
健康福祉部障がい福祉課

富士見市は、「第3期富士見市障がい者支援計画（案）」に対する意見の募集を、平成27年2月21日から平成27年3月20日まで行いました。その結果5通24件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

### パブリックコメント実施方法

- ・ 募集期間 平成27年2月21日～平成27年3月20日
- ・ 告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- ・ 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

番号	意見概要	対応方針	市の考え
1	計画（案）の4ページで「身体障がい、知的障がい、精神障がいの他、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の、」と記しているところを「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病等の、」と直して下さい。	貴重なご意見として承り、計画（案）の修正を行います。	ご意見を参考に、「身体障がい、知的障がい、精神障がいの他、発達障がい、難病、高次脳機能障がい等の、」を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）の他、難病等の、」に改めます。
2	○5頁3行目「(1) 人口と障がい者数」 4頁6行目に列挙された障がいの種類のうち、発達障がい、難病がある人の数が記載されていません。3つの手帳制度のいずれかに含まれるのであれば、4頁にある「※高次脳機能障がい」の注釈の、「なお」以下のような記載が必要と思われます。	貴重なご意見として承り、計画（案）の修正を行います。	発達障がいや難病がある人の中でも、手帳を所持している人がいることは認識しておりますが、ご指摘の「人口と障がい者数」については、統計上、3障害の手帳所持者数を記載したものとなっております。ただし、注釈につきましては、理解できますの

			で、ご意見を参考に、「※発達障がい」にも「なお、発達障がい者の方は、『精神障害者保健福祉手帳』及び『自立支援医療費（精神通院医療）』等の制度を利用することができます。」の注釈を入れます。
3	<p>14 ページ</p> <p>就労について</p> <p>会社や事業所での定時での労働を就労の前提としているが、障害の状態によってなかなか機会が得られない人が多い。そこで；</p> <p>1) PC入力業務などの事務作業での就労（自宅ないし施設において）⇒インターネット経由で自宅において働く人も増えている。</p> <p>2) 伝統工芸品分野での作業 健常者の通常の就労形態ではなかなか採算が取れないが障害者の安い賃金で伝統工芸の技を継承発展出来無いか。（例：手織物、染物など＝デザインに障害者の個性を活かせる面が有る）</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画を推進する中において、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>計画（案）に「発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等」について広報・啓発活動を行うことを記して下さい。</p> <p>啓発にあたっては、特に高次脳機能障害の認知度は低いと思われませんが、他の障害も含め啓発前後の効果が数字で分かる形で実施することを明記して下さい。</p> <p>税金を投入する以上、認知度を数字で評価し、認知度が一定の水準に達した段階で、広報・啓発活動の目的は達成したと判断し、活動を終わらせることができると思いますので。</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>計画を推進する中において、ご指摘された障がいも含め、あらゆる障がいに関する広報・啓発活動に努めて参ります。</p>

5	<p>31 ページ          施策の体系          キラリふじみ（市民会館）に今「障害者割引」「高齢者割引」制度が無い。          4月に営業を開始するららぽーとふじみには映画館が出来るが、映画館は          60歳以上および障害者は一律千円となると思われる。（周辺他館との競合          で同様とせざるを得ないであろう。）          市民会館の各種公演の鑑賞も60歳以上及び障害者は割引をしないと市          民会館の利用者が減ってしまうのではないのでしょうか？</p>	<p>貴重なご意見として          承ります。</p>	<p>障がいをお持ちの方はもとより、多くの方々に優れた          舞台芸術に触れていただく施策について、指定管          理者（キラリふじみ）とともに、今後も検討して参          りたいと考えております。</p>
6	<p>○31頁表の右列13項目目「小児特定慢性疾患」、36頁上表の1項目目左          列「小児特定慢性疾患」、中列「小児特定慢性特定疾患」          児童福祉法および県HPの制度解説では「小児慢性特定疾病」となっ          ていますので、これに表記を合わせた方がよいと思います（「特定」「慢          性」の順番と、「疾患」から「疾病」へ）。</p>	<p>貴重なご意見として          承り、計画（案）の修          正を行います。</p>	<p>ご意見のとおり、「小児特定慢性疾患」を「小児慢性          特定疾病」に改めます。</p>
7	<p>&lt;相談支援事業&gt;          ・手話で十分な相談が受けることができるよう、聴覚障害者相談員が必要          と思います。          現状では、手話で相談できる場所がありません。また、相談機関その          ものが手話通訳者の専門性等を知らないで、通訳を相談員自身が呼ぶ          という事すらありません。          派遣事業の充実を図っていただくことは、一般市民や専門機関に手話          通訳者の専門性をきちんと伝えていくことが、重要と考えます。</p>	<p>貴重なご意見として          承ります。</p>	<p>ご提案の聴覚障害者相談員、手話通訳者の専門性の          周知につきましては、今後の手話通訳派遣事業を推          進する中で、研究してまいりたいと考えています。</p>

8	<p>○33 頁下表の 2 項目目中列 5 行目「CMS」「アクセシビリティ」、47 頁表の 3 項目目中列 2 行目「バンダナ」これらの言葉には、用語解説が欲しいです。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>次回計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>34 項 意思疎通支援事業の充実 59 項 手話通訳者設置事業</p> <p>大変ありがたいと思うが、実情として急な役所での手続き等の際には通訳がない。59 項の 3 年間の見込でも設置については 0 となっておりますが、市町村必須事業に手話通訳者設置事業が含まれています。また、毎年の要望でも（10 年以上）設置をお願いし続けています。</p> <p>差別解消法が施行される際には、市役所として手話を必要とする市民に対して、手話で手続きができる環境整備が必要となると思います。</p> <p>この部分については再検討していただきたいと思います。</p> <p>人的・物理的（庁舎内が狭い）理由で実現が難しい場合は、せめて遠隔手話通訳（派遣事務所）のサービスをすぐにでも始めていただきたい。</p> <p>合理的配慮に欠けることになると考えます。</p>	<p>原文の内容で対応し、今後の計画推進の中で検討して参ります。</p>	<p>手話通訳者設置事業が市町村の必須事業であることは、認識しておりますが、現状、難しいものがございます。</p> <p>市としては、手話通訳者養成事業を充実させることにより、多くの手話通訳者を養成することで、聴覚障がい者の皆さまにご不便をかけないよう対応したいと考えております。</p> <p>併せて、今後も手話通訳者の設置に向けて検討して参ります。</p>
10	<p>計画（案）36 ページの「介護保険サービスとの連携強化」のところ。高齢障害者だけではなく、介護保険制度につながった若年性認知症や高次脳機能障害となった（中途障害の）第 2 号被保険者の方について、早期発見・早期診断がなされ、すみやかに障害者手帳制度につながるシステムを作っていくことを記してください。</p> <p>あわせて、計画（案）36 ページの「精神保健・医療相談体制の充実」のところになるのでしょうか、事故などで高次脳機能障害となった方への早期発見・早期診断について触れて下さい。</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害の方のかかえる問題は、非常に難しいものがあると認識しております。ご指摘の内容につきましては、高齢者福祉課とも連携して、計画を推進する中において、対応して参りたいと考えております。</p>

	<p>早期発見・早期診断などで浮かび上がってきた若年性認知症や高次脳機能障害の方について、計画（案）の「福祉サービスの充実」や「社会参加の充実」のところで、以下のような少し具体的な策を入れ込んでいただきたい。</p> <p>「県と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害に対応できる事業者の参入を促します。また、利用ニーズの把握に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるように努めます。」</p> <p>計画（案）56 ページで「相談支援」の「見込み量の確保に向けて」のところになると思いますが、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第 2 号被保険者への相談について「介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促し、切れ目のない相談支援体制の構築に取り組む」といったことを記して下さい。</p>		
11	<p>36 ページ</p> <p>精神障害者の働く場所</p> <p>アドバンスでは肉体労働のヤマト運輸の仕分けの仕事しか紹介していない。（仕事量も少なく仕事の奪い合いになっている。）</p> <p>精神障害者にはパソコン作業の得意な人が非常に多い。この能力を有効に活用出来る仕事の紹介の方法を考えて頂きたいです。</p> <p>また、織物などの伝統工芸は単純な作業の繰り返しが重要なので、精神障害者にとっては得意な分野です。</p> <p>近代化以前に障害者が担って来た様々な手工業の作業を復活させて委ねる事で、精神障害者にとって労働による収入が得られる形にしていくことが肝要でしょう。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画を推進する中において、参考とさせていただきます。</p>

12	<p>○38 頁下表の 1 項目目中列 1 行目「住宅改修補助制度の広報・案内に努め」</p> <p>住宅の改修については、ほかの部署にも制度が多数あり、利用者が計画的に複数の改修を進めていくことも考えられることから、横断的に参照できる広報・案内が必要と思います。例えば、京都市HPは、「住宅のリフォームに利用可能な公的制度一覧」として掲出しています。</p> <p>また、これら制度の解説と業者の広告を組み合わせたパンフレット、キラリなどを活用した手すり等部材の展覧会やモデルルームによる内覧会を、広告代理店に企画してもらうことも考えられると思います。障がい者向け改修に特化すると難しいかもしれないが、広く市民に住宅改修について紹介するものであれば、成り立ち得ることではないでしょうか。</p> <p>【制度の例】産業：住み続け宅なる住宅リフォーム助成制度、建築：耐震診断・耐震改修工事補助金制度、介護保険：住宅改修費の受領委任払い制度、環境：住宅用太陽光発電システム設置奨励金、国交省：住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（旧・民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業）、税：固定資産税に係るバリアフリー改修工事促進税制、国税：特定増改築等住宅借入金等特別控除など</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>計画を推進する中において、参考とさせていただきます。</p>
13	<p>○39 頁表の 1 項目目中列下から 2 行目「早期療育部会」</p> <p>早期療育部会の位置付け、メンバーについての説明書きが、注釈か本文中に必要と思われます（第 2 期富士見市障がい者支援計画の 18 頁 6 行目にはあり）。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画（案）の修正を行います。</p>	<p>ご意見を参考に、「早期療養部会」の前に、「子どもを守る地域協議会（旧要保護児童対策地域協議会）に位置付けられている」の文言を入れます。</p>
14	<p>○39 頁表の 2 項目目中列 6 行目「DV相談」</p> <p>DV（domestic violence）は直訳としては「家庭内暴力」ですが、もっぱら配偶者・内縁関係間の暴力のみを指します。「家庭内暴力相談」ないし「虐待相談」とした方がいいのではないのでしょうか。</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>市ではご指摘された内容も含め、幅広い意味で「DV相談」を実施していますので、ご理解いただきたいと存じます。</p>

15	<p>○42 頁下表の 2 項目目中列 1 行目「玄関に段差がある施設はスロープを設置」、44 頁中表の 3 項目目中列「バリアフリーに配慮した施設・設備を適切維持していきます」、45 頁上表の 2 項目目中列「今後もバリアフリーに配慮した施設設備に努めます」</p> <p>他部署で行われた新築・改修の際の取り組みを十分共有して欲しいと思います。また、検討はしたがその時は採用できなかったもの、採用はしたが思ったより効果が出なかったものも含めて（失敗学）。</p> <p>例えば、市立集会所は、新築・改修の際に道路境界との段差（L型の雨水側溝）の切り下げが十分なされています。中でも上沢 2 丁目集会所は、車両通行部分の切り下げももちろんされていますが、スロープ出口はさらに切り下げ度合を増してほぼフラットな施工です。</p> <p>一方、みずほ台放課後児童クラブ、鶴瀬公民館（駐車場側）、第 1 保育所（正面および送迎駐車場）といった施設の出入口は、一番段差がきついフルサイズの L 型雨水側溝が敷設されたままです。当面、道路管理に支障がない範囲で段差解消ブロックを仮設するか、段差部分に黄色いペイントをするなどの対応が必要ですが、いずれ、市立集会所同等の改修が望ましいと思われます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、今後の施設整備の際の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>44 頁下表の 3 項目目中列「スポーツ施設への障がい者対応トイレ…の設置」</p> <p>トイレの整備においては、「赤ちゃんの駅」や一般トイレの機能強化により、多目的トイレへの利用集中を緩和していただきたいと思います。</p> <p>国土交通省の『多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書』（平成 24 年 3 月）は、「高齢者の増加や障害者の社会参加・子ども連れの外出機会の増加が進むなど、公共トイレを取り巻く環境が変化しているにも関わらず、多機能トイレ 1 箇所のみ数多くの整備を</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、今後の施設整備の際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>詰め込んだ施設が多いことから、多機能トイレへの利用集中が進むことになった」(第4章1頁)としています。</p> <p>「赤ちゃんの駅」に、授乳中のママ、おむつ替えのパパが気兼ねなく同時利用しやすいような間仕切り。一般男女トイレ内にベビーカー対応の広めの個室(便房)やチェンジングボード、男子トイレにもベビーチェア、といった機能強化をすることが考えられます。</p>		
17	<p>44項 社会参加</p> <p>障害者が健常者と対等に立てる分野が文化活動です。</p> <p>1) ビックアイ(大阪堺市に有る国の施設)のアートプロジェクト、埼玉県障害者福祉推進課のアート展などへの出展の支援を通じて市内の障害者・児にアートの分野での活躍の場を広げる。</p> <p>(参考) ビックアイアート展の東京・横浜店は平成27年5月開催</p> <p>2) 特別支援学級・学校のアート展と健常な生徒の美術展の総合。現在は全く別々に開催されているが、統合によって互いに刺激を受けることで新たな創作へのきっかけになると思われる。(今年1月に当市の教育委員会にご提案しましたが、監督官庁が厚生労働省と文部科学省と別れているので統合は簡単ではないようです。)</p> <p>また、運営に障害を持つ児童を参加させる事で盛り上がる。(志木市の太陽展の方式)通学している障害者は機会が有るが卒業等で機会を失うのは残念なので、大人も対象としてはどうか。文化分野での評価は生きる意欲に繋がります。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画を推進する中において、参考とさせていただきます。</p>
18	<p>○45頁上表の3項目目中列下から1行目「公園施設の整備」</p> <p>市内幹線道路では、街路樹の根がのびて歩道がデコボコになり、通行</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画を推進する中において、検討させていただきます。</p>



	<p>に支障があります。鶴瀬駅東西でこれから造る公園については、公園樹木が、園内散策路、周辺道路の舗装に支障をきたさないようにしてほしいです。</p> <p>事前の対策として、防根シートという建材である程度、根の成長方向を調整できるようです。また、横浜市道路局では、根が路面に影響なく生育できる特殊な土壌（根系誘導耐圧基盤材）を舗装の下に設けています。当市でも適用できるか検討いただきたいと思います。</p>		
19	<p>○45 頁下表の 1 項目目中列 1 行目「交通安全施設の整備」</p> <p>交通安全施設のうち信号機については、各市からの新設要望に県が十分応えることができず、市内でも設置待ちの箇所が多数ある状況です。信号機のいない道路整備に努め、特に必要な箇所に信号機が設置されるようにしてはどうでしょうか。</p> <p>例えば、片側 1 車線ずつの道路の横断歩道は、左右から接近する車輛に同時に対処するため、また、一方の車が止まってくれても他方の車が必ずしも止まってくれないため、押しボタン式信号機という補助が必要です。しかし、仮に、センターラインの場所に安全にとどまることのできるのなら、横断という動作やその距離を 2 分割でき、信号機がなくとも楽に横断できます。</p> <p>オランダのアムステルダム市やユトレヒト市においては、このような道路では広い中央分離帯が設置されています（両側には街路樹を設置せず中央分離帯の緑地に集約、車道を狭くしている）。連続した中央分離帯が確保できない道路でも、部分的に中洲状の交通島が置かれ、横断歩道がその交通島に接続しています。歩行者は、1 車線渡って、いったん分離帯や交通島に退避・滞留してから、残りの 1 車線を横断します。このように安全に横断できるので、信号機の設置は最小化されているようです。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>本計画で、当課が施策として進める事業の内容は、道路法や富士見市道路の構造等の基準を定める条例及び同施行規則に定める交通安全施設の整備を進めるものであり、警察が所管する道路交通法に定める信号機等の交通安全施設の整備ではありません。</p> <p>ご意見にありました中央分離帯や交通島が設置できるような広い道路を新設する際は、安全対策について警察と協議を行うこととなりますが、その中で警察より指示等があれば検討していくことになっております。</p> <p>なお、市としては、現在、交通安全対策上、必要な箇所について信号機の設置要望をしております。</p>

	<p>(ユトレヒト市については、「我が国における交通安全施策における統計データ分析」国土技術政策総合研究所資料 766 号(国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 25 年 11 月) 85 頁参照)</p> <p>当市では、都市計画道路のうち、比較的田畑などが残る地区の整備が今後予定されているようです。そういった地区の区間を横切る、歩行者主体のコミュニティ道路のために設置される横断歩道については、オランダのような信号機の必要ない横断歩道も一つの方法ではないでしょうか。そして、幹線同士の十字路、カーブで見通しが悪い、といった特に必要な箇所に信号機新設を「選択と集中」するべきかと思います。</p>		
20	<p>○45 頁下表の 2 項目目左列「違法駐車、放置自転車等への対策」</p> <p>捨て看板や店先看板も歩道を狭めることから、違法屋外広告物対策もこの項目で触れていただければと思います。</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>計画を推進する中において、取り組んでおります。</p>
21	<p>○48 頁 3 行目「施策の方向 1 障がい者理解と交流の促進」</p> <p>補助犬(ほじょ犬ステッカー)、専門駐車スペース、トイレ等バリアフリー改修について、店舗経営者や商業物件オーナーの理解と協力を促進する施策・事業があると良いと思います。43 頁では、「事業主—労働者としての障がい者」の関係が取り上げられていますが、「事業主—顧客としての障がい者」の関係の項目もこちらにあった方が。</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ご指摘をされた内容につきましては、今後、事業所等を対象にあいサポート研修を実施していく中で、参考とさせていただきます。</p>
22	<p>1 ページ</p> <p>障害者福祉サービス</p> <p>軽度な障害者により重度な障害者や高齢者を支援する事で、少しでも収入が得られる仕組みが出来無いものでしょうか？</p> <p>重度障害者・高齢者に対する支援活動の例：通院同行、買い物代行、散歩同行、傾聴、将棋や囲碁の対戦相手など</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>貴重なご意見として承り、計画を推進する中において、参考とさせていただきます。</p>

23	<p>計画（案）64 ページの「地域ネットワークの強化」のところで、発達障害と高次脳機能障害は、埼玉県の実施する地域生活支援事業のなかの専門性の高い相談支援（発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業）と連携して実施する旨のことを記してください。</p>	<p>原文の内容で対応し、貴重なご意見として承ります。</p>	<p>ご指摘の点も踏まえ、計画を推進する中において、地域ネットワークの強化に取り組んでまいります。</p>
24	<p>1、「個別計画」に当てはまらない、緊急の外出や公的な機関の呼びかけの際の同行援護、移動支援についても利用できるとよいと思います。</p> <p>2、選挙の際、視覚障害者の投票所への移動を福祉サービスとは別に、ガイドヘルパーを派遣する等して、投票の権利を保障して下さい。</p> <p>3、視覚障害者になっても、豊かな、自立した生活を送る事ができるように、ガイドヘルパーを利用して通所の日常生活訓練が受けられたらよいと思います。また、自宅の周りの歩行訓練と買い物・交通機関の利用の仕方など、訓練士の派遣を検討して下さい。</p> <p>その他、日頃一人で病院など出かけて行くと、「一人で来ないで、誰かと来てください」と非人道的な扱いを受けたり、また、ヘルパーさんと同行していても私に伝えて欲しい事を同行者に伝えたりする場面が多々あります。障害者も人格を持った一人の人間であるということが、市民の中に意識されるよう、啓蒙活動をして下さい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>	<p>1. ご意見の目的に沿ったサービスの利用については、可能となっています。</p> <p>2. 現行の選挙制度において対応することは困難であると考えております。地域生活支援事業の移動支援サービス等をご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>3. 訓練士の派遣については、計画を推進する中において、研究させていただきたいと考えています。</p> <p>障がい者への理解を深めるための施策として、市では「あいサポート運動」を実施しておりますので、この運動を通して啓発・啓蒙活動を推進していきます。</p>